

P&A ジャパンデスクメールマガジン

## 2018年8月号 フィリピンにおける個人所得税の確定申告について

### 1. 概要

フィリピンにおいて行った業務に対する所得がある個人は、フィリピンにおいて確定申告を行う必要があります。申告対象となる所得は、フィリピン源泉所得で、フィリピン源泉所得とは、フィリピンで行ったサービスの対価として受領する給与、手当および賞与などの所得です。

その為、どこで当該給与が支払われたかどうかとは無関係で、フィリピンで行ったサービスの対価として受領した所得全額の申告が必要です。

### 2. 申告期日

申告期日は毎年4月15日です。

### 3. 所得税テーブル

申告の基準となる所得税のテーブルは以下のとおりです。

今年の1月1日より個人所得税のテーブルが改定されていますので、新テーブルを使用しての計算を行う点に留意が必要です。

1997年内国歳入法(旧法)		共和国法 10963 号 2018年1月1日から2022年12月31日	
年間所得額(ペソ)	税率	年間所得額(ペソ)	税率
0 – 10,000	5%	0 – 250,000	0%
10,000 – 30,000	500 + 1 万を超える部分に 10%	250,000 – 400,000	25 万を超える部分に 20%
30,000 – 70,000	2,500 + 3 万を超える部分に 15%	400,000 – 800,000	30,000 + 40 万を超える部分に 25%
70,000 – 140,000	8,500 + 7 万を超える部分に 20%	800,000 – 2,000,000	130,000 + 80 万を超える部分に 30%
140,000 – 250,000	22,500 + 14 万を超える部分に 25%	2,000,000 – 8,000,000	490,000 + 2 百万を超える部分に 32%
250,000 – 500,000	50,000 + 25 万を超える部分に 30%	8,000,000 -	2,410,000 + 8 百万を超える部分に 35%
500,000 -	125,000 + 50 万を超える部分に 32%		

### 4. 申告に当たっての必要な情報

所得税の申告に当たって、以下の情報および資料が必要です。

- ・ 申告の対象となる日本側給与、及び、フィリピン側給与の情報
- ・ BIR Form 2316 (Certificate of Compensation Payment/Tax Withheld): フィリピン側給与に対する源泉徴収票。発行時期は1月末ごろ。
- ・ パスポートのコピー
- ・ Gross income/receipts subjected to final tax, if there are any (example: interest, dividends, prizes and winnings, fringe benefits, sale or real properties/stocks, other

この記事は2018年8月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

income): フィリピンでの給与以外の収入(利子、配当、賞金、FRINGE BENEFIT(現物給与)、不動産や株式の売買、その他収入)に関する情報

- ・ Authorization Letter: 日本に帰国する等署名が難しい場合、その申告者がその代理者に確定申告業務を委任することが可能(必要な場合のみ)

個人所得税の申告については、税務調査は個人に対して行われます。その為、追徴も個人に対して課されますので、確実に申告を済ませておく必要があります。

## 会社紹介

---

### P&A グラントソントン ジャパンデスク (担当: 松下、川原田、吉岡)

現在約 300 社の日系企業へサービスを提供。現地経営者、フィリピンマーケットへ進出を検討している日本企業の皆様へより、業務に深く関わったサービスを提供するべく日本窓口 1 名を含む計 4 名の日本人が対応しています。

### P&A グラントソントン

1988 年 Benjamin R. Punongbayan と Jose G. Araullo によって設立。現在は、Chairman & CEO である Ma. Victoria Espano が指揮の元フィリピン TOP4 規模の会計会社として、主にフィリピン企業の顧客を始め、外国企業のフィリピン進出増加と共に、日系企業へのサービスも提供。2018 年現在パートナー 21 名、社員 850 名の体制で構成されており、インターナショナルファームの一つである、Grant Thornton (グラントソントン) と提携し、そのノウハウを活かしながら、クオリティの高いサービスを、大手顧客から、ミッドサイズ、外国企業、スタートアップ企業まで幅広い顧客層へ提供しています。

### お問い合わせ:

P&A グラントソントンジャパンデスク(松下、川原田、吉岡)

Email: [Japan.Desk@ph.gt.com](mailto:Japan.Desk@ph.gt.com)

代表 HP [www.grantthornton.com.ph](http://www.grantthornton.com.ph)

日本語会計・税務記事: [www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/](http://www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/)

---

この記事は 2018 年 8 月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

---

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.